

償却資産（固定資産税）申告の手引き

揖斐川町

申告期限 毎年 1 月 31 日

【お問い合わせ・提出先】

〒501-0692

揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地

揖斐川町役場 税務課 資産税係

T E L 0585-22-2115

目 次

1	償却資産の申告について	1
	申告していただく方	
	提出していただく書類	
2	償却資産とは	2
	申告の対象となる資産/ならない資産	
	資産の種類と主な償却資産	
3	申告書の書き方	5～7
4	税額等の算出について	8
	課税標準の特例	
5	国税との主な違い	10

1 償却資産の申告について

●申告していただく方

毎年1月1日現在、揖斐川町内で事業用の償却資産をお持ちの法人または個人の方です。（町をまたぐ償却資産は、岐阜県への申告が必要です。）

●提出していただく書類

申告の区分	提出書類	記入（添付）事項
資産の増減がなかった方	1. 償却資産申告書	申告書「18 備考欄」の「増減なし」に○を記入してください。
資産の増減があった方	1. 償却資産申告書 2. <u>増加用（緑色）・減少用（赤色）</u> の種類別明細書	種類別明細書は該当するもののみ提出してください。
電算処理による申告（全資産申告）の方	1. 償却資産申告書 2. 1月1日現在の <u>全資産</u> の種類別明細書	
廃業、解散、移転された方	1. 償却資産申告書	申告書「18 備考欄」に「○年○月廃業」などの理由を記入してください。
氏名（名称）や住所を変更した方	1. 償却資産申告書	申告書に印字されている氏名（名称）や住所を手書きで訂正してください。

※申告書や種類別明細書の記載方法については、5～7 ページをご覧ください。

●個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記入及び本人確認資料の提示について

申告書の「個人番号又は法人番号」欄は、必ず記入していただきますようお願いします。

なお、窓口および郵送での個人事業主の方の申告については、番号法により本人確認をさせていただきますので、次のとおり本人確認資料の提示等についてご協力をお願いします。

《本人確認資料》

- ① 個人番号のわかる書類（1点）・・・個人番号カード、通知カード、住民票の写し（個人番号付）など
- ② 本人確認書類（1点）・・・・・・個人番号カード、運転免許証、パスポートなど

（1）事業者本人が提出する場合

上記①、②を提示してください。

（2）郵送で提出する場合

上記①、②のコピーを提出してください。

（3）法人番号を記載した申告書の提出・eLTAX（電子申告）による提出の場合

上記確認資料の提出は不要

●留意事項

1. 郵送により申告書を提出される方へ

受付印を押印した**控えの返送を希望される場合は返信用切手を貼った封筒を必ず同封**してください。

2. 電子申告（エルタックス）により提出される方へ

所有者コードを必ず入力してください。（所有者コードは案内はがきの表面に記載の数字です。）

2 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械、工具、器具、備品等の資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

●申告の対象となる資産

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要です。

- ①建設仮勘定で経理されている資産
- ②決算期以後1月1日までの間に取得された資産
- ③簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ④償却済資産（減価償却を終わった資産）
- ⑤遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑥未稼働資産（すでに完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑦借用資産（リース資産）であっても、契約満了後に借主の所有物となるような資産
- ⑧取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産 ※1

●申告の対象とならない資産

- ①自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：軽トラック）
- ②無形固定資産（例：特許権、漁業権、ソフトウェア）
- ③商品、貯蔵品
- ④書画、骨とう（複製品等減価償却しているものを除く）
- ⑤所有権移転外リースとして貸し出す資産のうち、平成20年4月1日以降に取得された、取得価額が20万円未満の資産
- ⑥1個（または1組）の取得価額が20万円未満の資産で、法人税法または取得税法上3年で一括償却する資産 ※2
- ⑦使用可能期間が1年未満の資産、または1個（または1組）の取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金または必要経費に算入された資産 ※3

※1～3（申告不要の可否）については、次ページの表をご参照ください。

取得価額	経理区分と申告の要否			
	一般減価償却	中小企業特例※1	3年一括償却※2	一時損金算入※3
10万円未満	○	○	×	×
10万円以上 20万円未満	○	○	×	
20万円以上 30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

○…必要、×…不要

●申告しない場合または虚偽の申告をした場合

申告すべき内容について虚偽の申告をした場合や、正当な理由がなく申告をしない場合は、地方税法第385条及び第386条の規定により過料が科せられることがありますので、申告漏れ等のないよう十分ご留意ください。

●資産の種類と主な償却資産

資産の種類		主な償却資産の内容	
1	構 築 物	構 築 物	駐車場の舗装、広告塔、門、塀、外灯、緑化施設等
		建 物 附 属 設 備	①家屋の所有者が取り付けした設備で、受変電設備、自家発電設備、中央監視装置、特定の生産または業務用の設備等 ②テナントが賃貸家屋に施工した内装、造作、建築設備等
2	機 械 及 び 装 置	工作機械、印刷機械などの各種産業用機械及び装置類	
3	船 舶	一般船舶、ボート、ヨット等	
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等	
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等（ナンバープレートの分類番号が0又は9で始まるもの）、台車 ※自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、小型特殊自動車は除きます	
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	測定工具、切削工具、机、椅子、パソコン、プリンター、陳列ケース、金庫、エアコン、医療機器、理容及び美容機器等	

● 業種別の主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産の例示です。

() 内は標準的な耐用年数

業 種	資産の名称
各業種に共通する 償 却 資 産	受変電設備 (15)、自家発電設備 (15)、中央監視装置 (18)、 アスファルト舗装 (10)、コンクリート舗装 (15)、看板 (10)、 エアコン (6)、パソコン (4) 等
一般事業 (事務所)	応接セット (8)、キャビネット (15)、ロッカー (15)、金庫 (20)、 コピー機 (5)、LAN 設備 (10) 等
製 造 業 (工 場)	木材製品製造設備 (8)、食料品製造設備(10)、切削工具(2)、 排水処理設備(15)等
不動産賃貸・駐車場業	駐車場アスファルト舗装 (10)、自転車置場 (7)、植栽 (20)、フェンス (10)、 屋外灯 (15) 等
小 売 ・ 飲 食 業	レジスター (5)、テレビ (5)、カラオケ (5)、冷蔵庫 (6)、 厨房設備 (6)、テーブル (5)、椅子 (5)、カウンター (3)、 自動販売機 (5)、陳列ケース (8) 等
理 ・ 美 容 業	理美容椅子 (5)、洗面設備 (5)、タオル蒸器 (5)、ドライヤー (5)、 テレビ (5)、レジスター (5) 等
医 療 業	調剤機器 (6)、ファイバースコープ (6)、X 線装置等の医療機器 (6)、 手術機器 (5)、歯科診療ユニット (7) 等
農 業	ビニールハウス (7)、乾燥機 (7)、脱穀機 (7)、 コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車 (7) 等

4 税額等の算出について

●課税標準の計算

①申告していただいた資産について、一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の「評価額」を計算します。

前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで償却します。

※取得価額には、その資産を取得するときに必要な費用(据付費、運搬費など)を含みます。

※減価率は、下記「耐用年数に応ずる減価率表」を参照してください。

②上の算式により計算した「評価額」が「決定価格」＝「課税標準」になります。

※課税標準の特例が適用される資産については、「決定価格」に特例率を乗じた額が「課税標準」となります。

●税額の計算

「課税標準」の合計に税率をかけて「税額」を計算します。

$$\text{税 額} = \text{課税標準の合計} \times \text{税 率}$$

$$(100 \text{ 円未満切捨}) \quad (1,000 \text{ 円未満切捨}) \quad (1.4\%)$$

◆**免税点**：課税標準の合計が150万円未満の場合は課税されません。

ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

<参考>耐用年数に応ずる減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	8	0.250	14	0.152	20	0.109
3	0.536	9	0.226	15	0.142	25	0.088
4	0.438	10	0.206	16	0.134	30	0.074
5	0.369	11	0.189	17	0.127	40	0.056
6	0.319	12	0.175	18	0.120	50	0.045
7	0.280	13	0.162	19	0.114	60	0.038

●課税標準の特例

公共料金の抑制、公害対策の充実等の政策的見地から、一定の要件を満たす償却資産については課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。課税標準の特例が適用される資産は、地方税法第349条の3および本法附則第15条などに規定されています。該当する資産を取得された場合は、その旨を証する書類の写しを添えてご申告ください。

<課税標準の特例が適用される資産の例>

資産の種類	特例割合	添付書類
中小事業者等が揖斐川町から「先端設備導入計画」の認定を受け新規取得した先端設備	課税標準額 1/2 (3年度分)	計画の申請書及び認定書(写)

※その他、廃液処理施設、ばい煙処理施設、産業廃棄物処理施設等で使用する資産など

認定に関しては、揖斐川町役場商工観光課へご相談ください。



●過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除

租税特別措置法の特別償却の適用を受ける設備で、条件を満たす場合、直接生産工程に供する部分の固定資産税が3年間免除されます。

【主な条件】

- 1) 対象となる業種 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業
- 2) 取得価格の合計が次の価格を超える場合

対象業種	資本金の規模		
	5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業、旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
農 林 水産物等販売業、 情報サービス業等	500万円以上		

5 国税との主な違い

項 目	地方税 固定資産税（償却資産）	国 税 法人税・所得税
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法のみ ※法人税法等の「旧定率法」で用いる 減価率と同じ	定額法、定率法の選択制 《定率法を選択した場合》 ・ 平成 19 年 4 月 1 日以降に取得された資産は 「定率法（250%定率法）」を適用 ・ 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された資産は 「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません	認められます
特別償却、割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却（所得税、法人税）	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 5/100	備忘価額 1 円
改 良 費	区分評価	区分評価（一部合算可）